

## 民生・児童委員協力員をお願いするにあたって（令和2年度委嘱者用）

### 【民生・児童委員協力員とは】

民生・児童委員協力員とは、東京都知事の委嘱を受けて、民生委員・児童委員の活動に協力する人で、区市町村からの依頼によって活動していただきます。

### 【事業の目的】

高齢者・子ども等への見守り、災害時要援護者の支援などの様々な地域福祉活動に携わっている民生委員・児童委員の業務を協力員にお手伝いいただくことで、民生・児童委員の活動を充実・強化し、地域福祉の向上を図ることを目的としています。

### 【任期】

令和2年度に委嘱する民生・児童委員協力員の任期は、令和3年3月31日までです。

### 【活動費】

月額4,300円の活動費を、区市町村を通じて支給します。

### 【民生・児童委員協力員の業務】

民生・児童委員協力員が行う業務は、各区市町村が、地域の実情に応じ、民生児童委員協議会と相談の上で決定します。

#### ◎この地域の協力員をお願いする業務◎

- ・ 欠員地区の見守りや訪問等の、民生委員だけでは対応が難しい活動へのサポート
- ・ 福祉関係事業への協力（例：長寿を共に祝う会、ふれあいスポーツ大会 等） 等

### 【協力員になるにあたり、留意していただきたい事項】

#### 【民生委員・児童委員について】

協力員の皆さんが活動を共にする民生委員・児童委員とは、以下のような方々です。

- ◆ 民生委員法及び児童福祉法により、厚生労働大臣の委嘱を受けて活動しています。
- ◆ 民生委員は児童委員を兼ねています。また、児童福祉に関する事項を専門的に担当し、児童福祉関係機関と児童委員との連絡調整及び援助・協力を行う主任児童委員も配置されています。
- ◆ 都内の民生委員・児童委員の定数（令和元年12月現在）：10,814人、うち主任児童委員828人（八王子市を含む）
- ◆ 多摩市の民生・児童委員の定数： 112人、うち主任児童委員 8人
- ◆ 活動内容
  - ・ 地域にお住まいの子育て世帯、生活困窮者、高齢者・障害者などに対する相談・支援
  - ・ 福祉事務所や地域包括支援センター、児童相談所などの各種関係機関への橋渡し
  - ・ 児童及び妊産婦の保護、保健等に関する援助や指導
  - ・ 災害時における要援護者の把握や安否確認、支援 など

協力員の活動にあたっては、裏面の留意事項をよくお読みください。

## 協力員の活動についての留意事項

### 1 必ず守っていただく事項

- (1) 協力員の活動を通じて知り得た秘密を第三者に漏らしてはいけません。これは、協力員でなくなった後も同じです。
- (2) 業務の実施にあたっては、区市町村の所管課の指導に従い、地元の民生児童委員協議会（以下、「協議会」といいます。）の会長または、業務を担当する民生・児童委員の依頼に応じて活動してください。
- (3) 個人情報の取扱いには特に注意が必要です。以下の決まりを守るとともに、区市町村の所管課の指導にしたがって、個人情報の漏えいや紛失等の事故がおこらないよう、適切な対応をお願いします。
  - ① 依頼を受けた業務を、無断で第三者にお願いすることはできません。
  - ② 業務を通じて知り得た個人情報を、業務の目的以外で第三者に提供してはいけません。
  - ③ 区市町村の所管課または協議会から渡された個人情報に関する資料は、無断で複写や複製をすることはできません。
  - ④ 区市町村の所管課または協議会から提供された個人情報に係る資料や、協力員が業務を行うために作成したフロッピーやCD-ROM等の記録媒体は、施錠できる戸棚に保管するなど、適正に管理してください。
  - ⑤ 協力員が扱う個人情報の管理状況などについては、東京都または区市町村の所管課が必要に応じて指導や指示を行いますので、その内容に従ってください。
  - ⑥ 区市町村または協議会から渡された個人情報に関する資料は、業務が完了したら、区市町村の所管課又は協議会の指示に従い、速やかに返却してください。
  - ⑦ 協力員が、業務を行うために必要な個人情報を、個人が所有するパソコンやフロッピー等に保存したり、ノート等に記載している場合は、業務が完了した時点で区市町村の所管課または協議会の確認を受け、その指示に従って適切に消去してください。
  - ⑧ 個人情報が第三者に漏れたり、紛失するなどの事故が生じたときには、速やかに、区市町村の所管課に連絡してください。

### 2 解嘱について

協力員が次のいずれかに該当すると、残りの任期にかかわらず、協力員をやめていただく場合がありますのでご注意ください。

- (1) 病気その他の理由で業務の遂行に支障があるか、活動が困難となった場合
- (2) 依頼された業務を著しく怠った場合や、上記1の必ず守るべき事項に違反した場合
- (3) 民生・児童委員及び他の協力員の活動を妨げた場合や、信用を失墜させるような非行があった場合